



しつけと子どもの虐待

1989年（平成元年）国連は、子どもの健全な成長のために「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択しました。国内でも、子どもの権利に関する様々な法的整備も進んでいますが、依然として「虐待」や「体罰」「いじめ」など子どもの人権侵害は後を絶ちません。確かに、「しつけ」と「虐待」の境界線は難しいと思います。虐待を受けて育ったすべての親にあるわけではありませんが、虐待を受けて育った親は、子どもに虐待するリスクが高いとも言われています。子育ての時、トラウマに悩まされ、「暴力」が「しつけ」に必要と信じ込み、エスカレートさせてしまう例も後を絶ちません。

「我が子を想う気持ちや愛情は誰にも負けない。しかし、思うように育てられない。また、コントロールできない」と虐待を繰り返し、自分自身の親としての力不足を「しつけ」という名を借りて正当化することは、子どもの健全な成長に影を落としかねません。

子どもは、年齢が低いというだけです。同じ人間として人権が備わっています。一人の人間として尊重しなければなりません。

ある本によりますと、自尊心のレベルの高い子どもほど、いじめや差別に出会った時、望ましい行動をとることができると言われています。

自尊心を高めるためには、子どもが ①「愛されること」 ②「認められること」 ③「役に立つこと」 ④「必要とされること」 ⑤「誉めて育てられること」などを実感として感じることができ環境づくりが大切です。

- ・ 批判された子どもは、非難することをおぼえる。
- ・ 殴られて大きくなった子どもは、力に頼ることをおぼえる。
- ・ 笑いものにされた子どもは、ものをいわずにいることをおぼえる。
- ・ 皮肉にさらされた子どもは、鈍い心の持ち主となる。
- ・ 激励を受けた子どもは、忍耐をおぼえる。
- ・ フェアプレーを経験した子どもは、公正をおぼえる。
- ・ 友情を知る子どもは、親切をおぼえる。
- ・ 安心を経験した子どもは、信頼をおぼえる。
- ・ かわいがられ、抱きしめられた子どもは、世界中の愛情を感じ取ることをおぼえる。

（スウェーデンの教科書より）

